

令和2年第1回大洗町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和2年5月1日（金曜日） 午後2時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第32号 大洗町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
 - 議案第33号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
 - 議案第34号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
 - 議案第35号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第36号 大洗町新型コロナウイルス感染症対策基金条例
- 日程第 5 議案第37号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 報告第2号 令和元年度大洗町土地開発公社の決算報告について
- 日程第 7 寄附の受入れについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	小沼正男君	2番	勝村勝一君
3番	櫻井重明君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	柴田佑美子君
7番	飯田英樹君	8番	今村和章君
9番	和田淳也君	11番	坂本純治君
12番	菊地昇悦君		

欠席議員（1名）

10番 海老沢功泰君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小谷隆亮	副町長	斉藤久男
教育長	飯島郁郎	町長公室長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	渡邊澄人	総務課長	清宮和之
税務課長	五上裕啓	住民課長	本城正幸
福祉課長	小林美弥	こども課長	小沼正人
健康増進課長	佐藤邦夫	商工観光課長	長谷川満
教育次長兼 学校教育課長	高柳成人	消防長	内藤彰博

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○議長（小沼正男君） 会議開会にあたり、申し上げます。

今臨時議会は、屋内や人込みなど、お互いの距離が十分に取れない状況で一定時間いることが新型コロナウイルスの感染リスクを高めると言われており、コロナウイルス感染拡大防止および傍聴に来る方の健康を守る観点から、傍聴を自粛していただくことといたしました。

また、議員、執行部一同、新型コロナウイルスの予防および感染拡大防止のため、マスク着用にて出席いたします。

続きまして、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定して下さるようお願いいたします。

それでは、4月の人事異動で課長に昇格され、今回初めて議会に出席する職員の自己紹介をお願いいたします。

はじめに、商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） 4月1日付で商工観光課長を拝命いたしました長谷川でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 続きまして、茨城県庁より出向されてきましたまちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 4月1日より茨城県庁から大洗町のほうに出向し、まちづくり推進課長を拝命いたしました渡邊でございます。今後とも宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） ありがとうございます。宜しくお願いいたします。

開議 午後2時01分

◎開会および開議の宣告

○議長（小沼正男君） ただいまの出席議員は11名であります。
これより令和2年第1回大洗町議会臨時会を開会いたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（小沼正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、7番 飯田英樹君、8番 今村和章君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（小沼正男君） この際、諸般の報告をいたします。

3月12日、4月22日、本日5月1日、全員協議会を開催いたしました。

4月22日、議会運営委員会を開催いたしました。

3月19日、4月7日、4月10日、議会広報編集委員会を開催いたしました。

監査委員から、令和2年2月、3月分の現金出納検査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

本日の議事日程および執行部出席者名簿をお手元に配付しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会期の決定

○議長（小沼正男君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎議案第32号ないし議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第3、議案第32号 大洗町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、議案第33号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、議案第34号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案の説明に先立ちまして、コロナ感染防御について、自粛が高まっているところでありますが、この緊急事態宣言後、町民の皆さん方には大変ご支援とご協力、そしてご理解をいただきまして自粛に努めていただきましたこと、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

命を守り、また、それぞれの業を早くやっぱり活性化させていかなきゃならんというようなことで、一日も早く終息を図ることが求められているものというふうに思います。そういう取り組みのなかで町民の皆さん方には大変ご不便をおかけしているところもあるだろうというふうに思いますし、業界の皆さん方には大変厳しい環境に追い込まれているというようなことでございまして、改めてそういうことを強く認識をした上で、今後とも一層また力を注いでまいりますので、どうぞ宜しくお願いを申し上げます。

それでは、議案第32号から議案第34号の専決処分3件につきまして、地方自治法第179条第1項の規

定により専決処分したので、同条第3項の規定によりまして報告し承認を求めるものであります。

1ページをご覧ください。

議案第32号 大洗町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正について令和2年3月31日付で専決処分したものであります。

主な改正の内容といたしましては、個人町民税について、未婚のひとり親家庭に対する税制上の措置および寡婦（寡夫）控除の見直し等を行い、全てのひとり親家庭に対して公平な課税を行うものであります。

また、たばこ税につきましては、軽量の葉巻たばこを紙巻きたばこと同等の税負担にするなどの措置を講ずるものであります。

さらに、固定資産税においては、所有者不明土地等に係る課税解決に向けて、調査を尽くしても所有者不明の資産について、その資産の使用者を所有者とみなす措置や所有者が希望している場合における現所有者に対し、賦課徴収に必要な事項を申告させる措置を講ずるものであります。

次に、50ページをお開きいただきます。

議案第33号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについても地方税法等の一部改正に伴いまして、所要の改正について、令和2年3月31日付で専決処分したものであります。

主な改正の内容といたしましては、地方税法等の改正に伴う引用条項の整理を行うという内容でございます。

次に、57ページをご覧ください。

議案第34号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについても地方税法等の一部改正に伴いまして、所要の改正について、令和2年3月31日付で専決処分したものでございます。

本案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正について、令和2年3月31日付で専決処分したものであります。

主な改正の内容といたしましては、基礎課税額の限度額について、医療費分を2万円、介護分を1万円引き上げるものであります。

また、低所得者世帯に係る保険税の負担を軽減するため、5割および2割軽減措置の対象となる所得水準を引き上げ、対象の世帯の範囲を拡大するという内容でございます。

以上が議案第32号から議案第34号までの3件につきまして説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、お手元の議案書によりましてご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第32号 大洗町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。ありませんか。坂本議員。

○11番(坂本純治君) ちょっと確認なんですけども、固定資産税のほうもこのなかに入っているんですよね。32号のなかに入っているんですが、いろいろこの中に項目が分かれているので、どういふふうに質疑していいかわからないんですが、はじめから、ちょっとほかはいいんですが、固定資産税についてお尋ねしたいのはですね、今回、①、このペラのほうで簡単な書き方がありますけども、このいわゆる使用者不明、使用者というか持ち主不明の土地、いわゆる何代にもわたって名義が変わっていないという、そこにあわせて現在の使用者に対して課税できることになるということになってますけども、国のほうの法的な根拠、ここは何かその大きな変化があったとか、またはその使用者自体が第三者の場合はどうにされるのか、課税対象としてどういふふうにするのか、そのところの隙間がどういふふうになっているかだけ、確認のためにお尋ねをしたいと思います。

○議長(小沼正男君) 税務課長 五上裕啓君。

○税務課長(五上裕啓君) 坂本議員のご質問にお答えします。

今回提出させていただきました改正条例ですが、こちら、地方税法の改正により、所有者不明土地の解消に向けた措置の追加ということで、大きく2点改正なっております。

法的根拠は地方税法なんですけども、2点目の第三者が使用している場合でございますが、そちらの法整備のほうも進んでおりまして、ただ、今回の条例の改正の対象にはなっておりません。

○議長(小沼正男君) 坂本議員。

○11番(坂本純治君) わかりました。そうすると、これをちょっと読み解くと、ここに書いてあるペラのほうで、ちょっとこっちのほうは法的な読み方なるんでしょうが、読み解くと、そこまでどうなっているかっていうのははっきりわからないような書き方されているので、ですからそこは今回に関しては、いわゆる同じ家族、またはその系図の方が使っている場合には使用者としてのいわゆる課税ができるということに限定されるということによろしいんですか。お尋ねします。

○議長(小沼正男君) 税務課長 五上裕啓君。

○税務課長(五上裕啓君) 再度の質問にお答えします。

議員のほうから今使用している家族のこと、相続人とかそういうことだと思いますが、を指すのかということですが、そういったケースを想定しております。

○議長(小沼正男君) ほかにないですか。菊地議員。

○12番(菊地昇悦君) 議案第34号ですが、この専決処分は3月31日ということでありまして、その前にいろいろ・・・

○議長(小沼正男君) すいません、32号で今やっています。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(小沼正男君) なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第32号 大洗町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第32号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第33号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第33号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第33号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第34号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、質疑を行います。菊地議員。

○12番（菊地昇悦君） 先ほどはちょっと先走ってしまいました。3月31日の専決ということですが、その後いろいろコロナ問題ではね深刻度が増してきているということでありまして、今日提出ということに、この専決については今日提出ということですが、国保のこのなかで傷病手当というのが今までなかった。今度は専決処分です。国のほうで傷病手当をつけなさいという話になった。これについてね、この今回の処分に間に合わなかったかもしれませんけども、どういう扱いになっているのか伺います。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） では、国保の傷病手当関係のことについてのご質問にお答えさせていただきます。

今回、コロナウイルス関係で国保の方で罹患してしまっていて収入とかが落ちてしまった方について、その収入の3分の2を傷病手当として給付するという形のもの国の方でいわれております。

今回、専決処分という形ではちょっと間に合わないでしまったんですけれども、大洗町のほうは今のところ、まだコロナ罹患患者が出ていないということで、このまま罹患患者が出ない状態であれば6月議会のほうに上程をさせていただきたいと考えております。そこまで不幸にもちょっと出てしまった場合には、専決対応ということで、その前に遡ってその方が傷病手当を受けられるような形で、こちらのほうでその方に不利益にならないような形の手続を進めさせていただきたいと思っております。以上です。

○12番（菊地昇悦君） 了解しました。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。勝村議員。

○2番（勝村勝一君） お尋ねいたします。今回、条例改正ということで、改めて第2条第2項、ただ

し書中61万円を63万円に改めると、2万円増ということになりますけども、新たに16万円を17万円にするということで、対象的な方で人数はどのぐらいかちょっとお尋ねしますけども、宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） 議員の質問にお答えいたします。

今現在、今年の方なんですけれども、今年の方96万が上限ということになっておりまして、そのところでいくと世帯としては21世帯、それが99万円に上がったところで、99万円の世帯が19世帯になります。ただ、今回の改正のところで、改正前と改正後、収入のところもありますけども、その間のところに入ってこられる方というのが21のところから、ごめんなさい、失礼しました。改正前が26世帯ですね、が22世帯に変わりますので4世帯分、上限の方の世帯数は減りますけれども、その減ったというところは、その96万から99万の間の3万の中に入ってくる世帯が4世帯あったということになります。なので、今現在96万にすると22世帯の方が該当ということになります。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村議員。

○2番（勝村勝一君） 改正前は96万で26名、よろしいですね。改正して99万で22名、マイナス4ということで間違いはないですね。了解しました。今後、大変な部分もあるかもしれませんので、新型コロナウイルスね、非常に疲弊していますので、十分な対処のほうも宜しくお願いしたいなと思って質問をさせていただきました。宜しくお願いします。終わります。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第34号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 異議がありますので、議案第34号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、起立採決を行います。

お諮りいたします。原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小沼正男君） 起立多数であります。したがって、議案第34号は、原案のとおり決しました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第35号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて、議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

[町長 小谷隆亮君 登壇]

○町長（小谷隆亮君） 議案第35号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて、提案の理由をご説明いたします。

2ページをお開きください。

4月1日付にて専決処分いたしました令和2年度大洗町一般会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億7,700万円とするものでございます。

4ページをお開きください。

歳出の補正内容についてご説明いたします。

商工費の商工振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の負担を軽減するため、中小企業信用保証法の規定に基づく大洗町の認定を受けた茨城県パワーアップ融資を受けた事業者に対し、信用保証料の5割を補助する費用として800万円を追加計上するものでございます。

これら歳出を賄う財源といたしましては、繰越金の800万円を追加し、歳入歳出それぞれ800万円を追加するものでございます。

以上が議案第35号の内容でございまして、地方自治法第179条第1項本文の規定により専決をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第35号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第35号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、原案のとおり決しました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第4、議案第36号 大洗町新型コロナウイルス感染症対策基金条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

[町長 小谷隆亮君 登壇]

○町長（小谷隆亮君） 議案第36号 大洗町新型コロナウイルス感染症対策基金条例につきまして、提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止し、町民の生命および生活を守るとともに地場産業を守る総合的な施策を迅速に推進するため、本条例を制定するものであります。

制定の内容といたしましては、基金の原資として一般会計歳入歳出予算で定める額のほか、基金への積み立てを指定した寄附金を積み立てるものとして、新型コロナウイルス感染症対策に関する施策の財源に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができるという内容の基金でございます。

この基金を全てこの活性化対策、あるいは町民の生活の安定に資するというようなことで使っていけるような歩みを強めていこうという内容でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議案第36号の説明を終わりますが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第36号 大洗町新型コロナウイルス感染症対策基金条例について質疑を行います。ないですか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。議案第36号 大洗町新型コロナウイルス感染症対策基金条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、原案のとおり決しました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第5、議案第37号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

[町長 小谷隆亮君 登壇]

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第37号について、提案の理由をご説明いたします。

令和2年度一般会計補正予算第2号につきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億3,100万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ103億800万円とするものでござい

ます。

本補正予算案は、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る経費や国・県が行う緊急経済対策関連事業に歩調を合わせた事業等、町として迅速に取り組むための予算を計上したものでございます。

5ページをお開きいただきます。

歳出の主な補正内容でございますけれども、総務費の特別定額給付金事業費につきましては、国が進めております新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、国民1人につき10万円を給付する特別定額給付金を迅速に給付するというものであります。

関係経費として16億9,394万8,000円を追加計上いたしました。

財源につきましては、全額国庫支出金で賄われます。

民生費の児童措置費につきましては、国の経済対策の一環として、子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対して給付する子育て世帯臨時特別給付金を迅速に給付できるように、関係経費1,876万6,000円を追加計上するものでございます。

財源につきましては、こちらも全額国庫支出金で賄われます。

6ページをお開きください。

衛生費の予防費につきましては、高齢者の方などへマスク配布をしたわけでありましたが、それに係る経費や町民への除菌電解水配布に係る経費、また、役場庁舎内の感染防止対策としての受付カウンターに飛沫防止対策パネル設置に係る経費などについてですね、合わせて430万7,000円を追加計上するものでございます。

新型コロナウイルス感染症対策基金費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、株式会社TKC様よりいただいた寄附金を、さきの議案で提案いたしました新型コロナウイルス感染症対策基金へ積み立てるものでございます。

商工費の商工振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが急減により廃業や倒産が懸念される中小企業、個人事業主に対して、必要な資金を貸し付ける新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金制度が県が創設したことによりまして、県と町が協調してですね事業を進めるため、県が4分の3、町が4分の1を負担する経費として950万円を追加計上するものでございます。

また、観光協会の事業者支援事業補助金についてはですね、新型コロナウイルス感染症により売り上げが減少している事業者をクラウドファンディングを活用して支援する大洗観光協会の新たな取り組みに対しまして、事業費4分の3補助するため、195万円を追加計上するものでございます。

消防費の常備消防費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、救急隊が出場時に着用する感染防止衣を追加で購入する費用として62万7,000円を追加したものでございます。

教育費の事務局費につきましては、3月の学校臨時休業期間に発注された学校給食パン、米飯、メン委託加工賃の補助金としてですね41万1,000円を追加計上するものでございます。

財源につきましては、4分の3が全国学校給食会連合会からの補助金で賄われるものでございます。

また、学校財産管理費につきましては、祝町幼稚園の新型コロナウイルス感染症対策について、空気清浄機を購入する費用として49万1,000円を追加計上したものでございます。

財源につきましては、全額県支出金で賄われます。

4ページに戻りまして、これらの歳出を賄う財源といたしましては、国庫支出金で17億1,271万4,000円、県支出金の49万1,000円、寄附金100万円、繰越金1,648万8,000円、諸収入が30万7,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ17億3,100万円を追加補正するという内容でございます。

以上が議案第37号の提案理由でございます。詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議をいただきまして、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第37号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第2号）について質疑を行います。ないですか。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 2つの点で伺いますが、まず、先ほど説明がありましたが、給付金の受け取りについてであります。この説明資料では、窓口における給付も認めるというふうになってますが、どうもそこら辺がはっきりしなくて、銀行に行ってもらおうというようなことも、銀行に行ってお受け取ってもらおうというような話もされましたね。いろいろ手続はやるんだけど、それはあくまでも銀行に行くんだと。これ、正確にはどちらなんですか。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） 窓口の受付の仕方という形でご説明させていただきます。

窓口で受け付けて銀行に行くというわけではなくてですね、窓口で受け付けていただいたものは、うちのほうで処理をさせていただきますして、何月何日以降にお金が準備できますので、役場の窓口のほうに取りに来てくださいという形でご通知を差し上げる形をとらせていただきます。銀行にとこのところは、多分振込みだと銀行に行かなくちゃならないというお話があったところのあれかなと思いますので、うちのほうでそのまま現金給付を銀行に取りに行ってくれということはないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 人口がね1万7,000超えているでしょうけども、こういう方々に給付することになれば、様々な問題が出てくると思う。ここに示された以外にも困ったなというような様々な問題がね発生すると。ですから、これを基本にしながらも、是非その方々、特に弱者の方々、こういう方々に寄り添った形で給付をして、これ、楽しみにしていますから、是非そういう方向でも取り組んでもらいたいというふうに思います。

次にもう1点ですが、今度の予算ではコロナ対策ということで重点的な予算であります。感染拡大の防止ということで駐車場なども全てストップしていると。大洗町に来てもらわないように、そんな取り組みがされているということですが、ゴルフ場はですね、これは自粛要請の対象施設なのかどうかということをお伺いします。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） 菊地議員の質問にお答えいたします。

ゴルフ場につきましては、茨城県の休業要請の対象とはなっておりません。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 休業要請になってないから県外から車がどんどん来てますよね。今、県境を越えないでというのが国でも、あるいは各県でもそういう方向で取り組んでいると。なかには県境で検温するというようなところも出ている。大洗町でも徹底して大洗の海にも来ていただかないような、そういう取り組みをしているなかで、1カ所だけポツンと自由にそこに来れるというような姿がある。これはどうなんだろうかと、おかしいんじゃないかというふうな声が私も伺っている。特にパチンコ店なんかは目の敵のようにされてね、公表までされているのに、ゴルフ場は平気で、平気っていか自由に入出入りできているという、こういう在り方は正しいんだろうかと。みんな一生懸命、今、感染拡大の防止、子どもたちは学校に行くのを我慢している、家庭に閉じこもっているというなかでね、なぜ大人たちがああいう姿で遊んでいるのかということとは納得できないんですよ。これは県に対して申し入れをしたんですか。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） 休業要請を行う業態・業種につきまして町から要請を行ったということは今のところございません。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 要請はしてないんだな。すると、茨城県全体のゴルフ場がそういう自由に県外から来るとということにもなるのかもしれない。私は県全体わかりませんが、大洗の2カ所のゴルフ場には、きちっとこのゴールデンウィーク中、まさに大型連休じゃなくて、そういう方々にとってはゴールデンウィークになるんでしょうけども、自由に出入りできていると。片方では一生懸命やって、片方ではそれにこだわらないでねやっているという、この在り方は、やはり見直すべきではないのかなというふうなのが町民の方のなかから出てるんです。本当に高齢者の一人暮らしの方々は、これまでの毎日の暮らしから一変して、一人で家の中に閉じこもって毎日の暮らし面白くないと、楽しくないというような、我慢しているんですよ。ですから、そういうことから考えても、その在り方というのはやっぱり考えなきゃいけないんじゃないですか。大洗では、もう完全に駐車場封鎖してるんだけど、あそこだけは自由に出入りってというのは、これはやっぱり県とよく協議する必要があると思うんですよ。町長はどう思うんですか、これは。

○議長（小沼正男君） 町長 小谷隆亮君。

○町長（小谷隆亮君） ご指摘をいただいておりますように、茨城県の休業要請の施設には入っていないというようなことなんですけれども、できる限りですね、やっぱり他県からおいでいただく方は自粛をしていただくというような町からもお願いをしているところでありまして、その趣旨に沿って皆さん方、ご努力いただいているというようなことであります。

先だって、知事との懇談会のなかにおいてもですね、大洗、例えば4月になりましたらホテル、旅館、民宿、全てその宿のほうはですね休業の要請の施設には入ってませんけれども、そういう自

肅に伝えて、それぞれが対応して、ほとんど眠っている状況にあるというようなこととお話させていただいて、できればそういう休業の要請地域として採用していただけないかと、こういう話でも知事のほうにはお願いしてきたところでもあります。しかしながら、そういう宿のほうについてはですね、なかなか入れることは難しいというようなこともありました。

今、議員からご指摘いただいているようにゴルフ場、どういうふうな今、環境にあるかという、私も実は休みの日にシャーウッドのゴルフ場、大洗ゴルフ場を見てきました。大体、車のナンバーを見ますと、県外の車が非常に多いというようなことを踏まえてですね、この連休中、できるだけ自粛をしていただくお願いを強めていきたいというふうに今考えているところでもありますので宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 菊地議員、3回目なので、次の方に行きます。ほかにありませんか。坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ゴルフ場とは関係ありませんが、歳出、特別定額給付金についてお尋ねをしたいんですが、今回、この歳目見ていますと、職員手当、旅費、需用費いろいろあります。またはその電算関係の委託費、いろいろなものがあって、全て国庫支出金ということになっておりますが、先ほど説明をいただきました。全協のなかで説明いただきましたけど、いわゆる本来のこの人件費で考えてみましても、やっぱり200万8,000円という金額になりますけども、これで本来賄えるのかどうかということですね。先ほどからお話聞いたなかで、答弁もいただきましたけども、全協のなかです、窓口業務として電話対応、またそのほかのコロナ全般的なものも含めてね、多分いろんな意味でもっと電話が掛かってくるんだろうと思います。こういったもので本当に賄えるのかどうか、そこの給付金だけの話に絞りましたけども、その辺はどのように、現実論としての算定はどのように考えられて、国からのいわゆる予算としてのこういう金額なりますというのが多分内示が来て、こういう数字になったんだろうと思いますが、このあたりの乖離がどういうふうになっているか、現場としてどういうふうに感じているかお尋ねをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） では、予算関係のところ、人件費というところにスポットを当ててお話しさせていただきたいと思います。

今回、こちらのほうの時間外手当のほうですけれども、先ほどご説明させていただいた特別定額給付金対策室ですね、そちらのほうの職員が5月・6月に通常業務プラス3時間の時間外プラス休日が8時間勤務をして10日間ということで計算をさせていただいております。先ほど議員のほうからご指摘がありましたとおりの人数的っていか頭数的に足りているのかということなんですけれども、そこのところは、この6名の体制で全部のことが賄えて、役場本体のほうにご迷惑をおかけしないのかといわれると、やはりどうしてもそこはおかけしてしまうようになってございます。今回、来週7日から職員のほうも役場の業務を止めないということで交代勤務というところを進めてございませけれども、その少ないなかで、やはり少しでも早く住民の方に生活の安定をとということで、職員のほうは一生懸命やっておりますけれども、役場全体としてもそのいろいろ今後、定額給付金でやは

り問い合わせとかがかなり来て、そこで通常業務を圧迫されているというところは少なからずあるのかなというところでは思っておりますけれども、やはり皆様のところにも少しでも早くというところで進めさせていただいているので、予算以上に役場の職員は頑張っているというところでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 交代制がね今回、ホームワークのほうに変わっていく方もいたり、いろいろ働き方も変わってきてる。そのなかでさらに忙しい部署ができる。にもかかわらず、国のほうの算定根拠は、あまりそういう大きなものがない。5月・6月だけで3時間掛ける何日とか、休日出勤が8時間で10日間ですよ。そういう形のなかで、果たしてそれで可能なかどうか。皆さんたちが、私が言いたいのは、皆さんたちが頑張っている頑張っていないではなく、ちゃんとしたやはり仕事の量っていうのはあると思うんですよ。算定根拠があって、そのなかで皆さんたちに過分なる負担をさせないというのも今回の目的としてはやっぱり大事なんだろうと思うんです。皆さんたちが働けなくなったらどうするんですかって、こういうことですよ。ですから、そこも含めて、やはり例えばもうこれから、電話の本数が4本云々って話がありましたけども、足りる足りない別問題として、皆さんもちゃんと計算されてるんだろうと思いますけども、そのなかで皆さんたちが働く上で無理のない、やはりフローを考えていかないと、今回どこかに無理があると何らかの形でやっぱり支障があると。今回は、未曾有の誰もわからないような経験ですから、だからといってきっちりやっってくださいということじゃないですが、余裕をもって、やはり町のほうのあとは横断的な仕事というのも総務のほうは含めてね、私は考えていただきたいなというふうに意見を申し上げて質問は終わります。以上です。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 学校関係でちょっと質問させていただきますけども、新年度始まってね学校に行けないという、十分なことがありますけども、対処の仕方として、他市町村では先生方が家庭訪問して週に1回とか2回とか訪問してるというような取り組みをしていますけども、大洗町として学校教育としてどのような対処をしているかお尋ねをいたします。新年度始まってね大変な事態になってると思いますけども、新型コロナウイルスのあれで十分な勉強ができない部分がありますけども、どのような対処をしているかお尋ねをいたします。

○議長（小沼正男君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 勝村議員のご質問にお答えをいたします。

現在ですね、ご案内のとおり5月31日まで臨時休業ということで学校のほうはお休みをしている状況でございます。5月1日、今日でございますが、登校日ということで、5月中の登校日は今日を含めまして5月22日ということで2日間ですね登校日のほうを設けてございます。

この登校日の状況でございますけども、まず子どもたちの健康面の確認ですね。と同時にですね、休業期間中に学んだ学習の進み具合の確認ということを中心にですね子どもたちの様子を確認しているところでございます。また、更に5月22日におきましても同様な対応で子どもたちの状況をです

ね確認するとともに、学校のほうからは電話で確認であったりとか、家庭訪問であったりとか、そういうところで子どもたちの様子をですね逐一整理をしながらですね対応しているところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 課長、ありがとうございます。やっただいていてということ、十分なね子どもたちのケアをお願いしたいなと思ってますし、新学期になってね学校に行けないというのは、十分子どもたちには負担がものすごくかかっていると思いますので、その点のケアをお願いしたいなと思ってますし、これ、どこまで続くかちょっとわかんないんでね、100年前のスペイン風邪、大変な事態がありました。茨城県でも7,000人以上死んでるというようなこともありますので、今、第1波です。第2波、第3波、来るかもしれないし、そこら辺の対処の仕方をね十分をお願いしたいなと思います。

大洗、まだ出てません。ずっとゼロでいきたいなと思いますので、その点宜しくをお願いしたいなと思います。先ほど菊地議員から出ましたけども、他県ナンバー来てます。大洗に別荘があつて、うちの近くで、東京から来てる車もありました。本当は来ないでいただきたいなと思ってますけども、ゴルフ場のそばの別荘ですけども、今朝回ってきましたら車2台入ってました。東京ナンバーです。そういうのは十分ね、強い姿勢で止めないと、もしかしたら感染する可能性もありますし、宜しくをお願いしたいなと思います。うちは今、出たゴルフ場のすぐ隣でありますので非常に恐いです。やっってます。本当に、緊急に止めていただきたいなと思いますし、十分をお願いしたいなと思います。海岸線はね、早めに看板立てていただきましたので、ありがとうございます。今後とも宜しくをお願いしたいなと思います。たまに第3サンビーチのほう、ハマグリ採りで入ってる部分もありましたけども、今日はちょっと見に行つてませんでしたが、十分に気をつけないとね、今、採れますから、その辺の対処の仕方も宜しくお願ひいたします。何かあれば答弁お願ひします。

○議長（小沼正男君） 勝村議員、予算と関係のない話は後でやってください。今、予算の話をしてますので。

ほかにないですか。3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） 特別定額給付金の申請書の代理人についても聞いてよろしいでしょうか、今。よろしいですか。この代理人の概念なんですけども、まず、今、手元に見本があるんですが、申請請求っていうのがまず一番上。次が受給。申請請求及び受給って3つあるんですけど、この受給というものを設けているということは、受給自体の代理人も想定しているということなのかなと思うんですが、先ほどの全協の時に、窓口で申請書を持参する人がいると。その場合には対応を行うということなんですけども、この代理人というものは、そこの受給をするとか、あとはこの代理人をどの辺まで考えているのか。先ほど聞いたのは、施設の方ならばオッケーだといったんですが、もうちょっと詳しくわかってないと、誰でも代理人になれてしまうのかな、もしくはそこで手数料としてお金をもらってしまう人もいるのではないのか、そういったことも懸念されるんですけども、そこについての答弁をお願いします。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） 代理人の受給がどのぐらいの方ができるのかというところなんですけども、すいません、ちょっと資料のほうを置いてきてしまったんですけども、当初ベースの資料のなかでよると、ご家族、同一世帯の方ですね、同一世帯の方は問題なく受給をすることができます。それ以外のところは、施設とかに入っておられる方の施設の管理者が申請書を代筆で書いてあげて、本人の口座に入れるというところは問題なくできるというところでの資料のほうはちょっと確認させてはいただいたんですけども、本人のほうの代理人の方が家族の方であれば家族の口座に入れることはできるんですけども、ちょっと施設の方が施設の口座に入れるのができないというところで私のほうでちょっと理解はしているんですけども、ちょっと確認が今ちょっとできないので、また改めてちょっとご説明させていただくということによろしいでしょうか。

○3番（櫻井重明君） じゃあ今、先ほど課長おっしゃったのが、法定代理人のことで、任意代理人については全く記載がなくて、どういった基準なのかわからないので、その辺はじゃあ後で教えてください。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） では、議員の皆様宛に情報連絡を流す時に、こういう形のもので決まっておりますということで資料のほうを後でお配りさせていただきたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） ほかに。4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 同じ特別定額給付金と、もう1点あるんですけど、先に給付金のほうからです。

先ほど国からのキャッシュフローの問題で3回ぐらいに分けて来るんじゃないかといったところで、国民全員に給付するというのがこの事業の趣旨だと思うんですけど、これを大洗町としては、最後の最後まで1人まで届けるというところを目標にすると思うんですけど、もしこれ残ってしまった場合って、国にそのまま返却なのか、町税の収入としてカウントするのかというのは、どちらでしょうか。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） お金の流れというところなんですけれども、今回、まだちょっと国のほうから正式な補助金要綱とかが出てはいないんですけども、その前に調査ものがございまして、大洗町16億7,000万のなかで5月中には10億は欲しいということで回答をしております。事務費についても約2,300万の中の1,500万は当初ベースでいただかないと、ちょっと事業が回らないということで調査ものがお出しさせていただいているんですけども、それに基づいて交付申請ないしの概算払いというところで5月中、6月、7月と月を分けてこちらのほうの概算払いを受けるところでのお話は聞いてございます。

3カ月、申請期間が終わりまして、そのなかで申請書のなかで10万円いかないという方プラス連絡がつかない、通知が戻ってきてしまうという方も含めますと、前回の定額給付金1万2,000円の時

なんですけれども約1割の方は未申請という形で事業が終了しております。うちのほうとしても、やはりお渡しできるものはできるだけ調査してお渡しするという形はとらせていただきたいと思います。なんですけれども、どうしても見つからないとか、実際いないとかという方ができてしまって余ってしまうと。そのお金については、最後、全額概算払いいただけるわけではないので、精算した時に多くもらってれば戻しますし、逆に少なくもらってれば向こうから少ない分がいただけるというところでの精算という形になるということでご理解いただきたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） その最後の最後の給付なんですけど、まず5月11日に郵送で開始したいというところで、8月12日という期限が国のほうでも示されているんですけど、連絡つかない、任意でいない人は返信するか、もっとも申請しないかというのもあるんですけども、弱者だとわかるような方ってというのはいらっしゃいますよね。きっと民生委員が見回りに行かれていますよねとか、そういうところというのは、民生委員だったり、町内会長だったりっていうものを活用する気はあるのかと。本来であれば自ら辞退するような人ではないんだろうなという、感覚かもしれませんが、そういう時に、先ほど櫻井議員の質問のなかにもあったんですけど、総務省のホームページのあれは代理申請は自分でできない方は親類または民生委員、町内会長などの補助を受けるとかっていうのがQ&Aで書いてあるんですけど、この申請に対しては大洗町は町内会長や民生委員を活用する気はあるかどうかというのを伺います。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） そうですね、最終的な期限が迫ってきた時の申告を促すというところなんですけれども、今現在、私たちのほうの事務ベースで考えているのは、5月・6月は大体の方が申請をするだろうと。でもやはり7月になってくると、どうしても忘れてたりという方が出てくる可能性があるんで、広報誌ないしは週報、あとは放送ですね、を使って、お忘れではないですかという形で広報活動は行おうと考えております。先ほど議員のほうからもご指摘いただいた民生委員さんを使ってということも、今回ご意見いただきましたので、そこも検討させていただいて、できるだけ思い出さないような形で進めていきたいと思っておりますので、宜しくお願いします。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） ありがとうございます。

じゃあ次の話題、先ほど全協でちょっと聞きそびれたんですけど、商工観光課のほうの観光協会事業者支援のほうです。このクラウドファンディングに対する補助に対して、先ほどなぜ4分の3かということを知りませんでしたんですけど、いろんな国の雇用調整助成金だったりっていう国のほうも最初は3分の2から10分の9になって、とうとう10分の10まで補助で出すというところで、なぜこれは観光協会、また、大洗が観光の町である観光の主である商店に対する補助なのに4分の3というこの上限を設けてしまったのかなというところをお伺いいたします。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） 伊藤議員の質問にお答えいたします。

観光協会への補助金の部分でございますけれども、当初観光協会からご相談、こういったクラウドファンディングを行って支援を募るといような提案をいただいて、町のほうで補助をいただけないでしょうかというようにご相談を伺った際にですね、クラウドファンディングのシステム料ですね、それから上乗せ分のチケットの10%分を補助いただけないかというようなお話をいただいたところなんですけれども、町としましてもですね、やはり一部については事業所、または観光協会のほうにもですね負担をいただくというところをご説明させていただきました。様々な補助金の要綱等の状況等も鑑みましてですね、そのなかで4分の3は町が負担をさせていただいて、4分の1についてはですね、観光協会さんのほうにもですねご負担をいただけないかという形で協議をさせていただいたなかで決定させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 何が言いたいかという、この状況は今頑張っ、売り上げの前受金でしょうけど、頑張っているところに町としての姿勢を伝えられなかったのかなというところ、これはいつ終わるかまだわからない。これは商工業に対する事業ですけど、これが二次産業、一次産業と波及していく時も、まずここで4分の3しか補助してませんよという、もう先例をつけたことになってしまいます。このコロナウイルスがもし長引いた時に、いろいろ、今回事業としてはここが一番あれですね、国から来たものでもなく、町独自で支援したものでしょうけど、大洗が観光業を推しているという姿勢を明確にさせていただきたいというのは、僕は100%補助をしていただきたいなというところなんですけど、町長いかがでしょうか。

○議長（小沼正男君） 町長 小谷隆亮君。

○町長（小谷隆亮君） 伊藤議員のご質問であります、観光も大洗にとっては一番大事なところ、こここのところをやっぱりいかに活性化していくかというようなことは最大の課題になってくると思っております。ですから、先ほども全協のなかで話させていただいたようにですね、これから二弾、三弾といろいろやっぱり活性化に向けた取り組みを強めていきたい。臨時交付金も入ってきますから、これはやっぱり地方が自由に使えるという趣旨のお金にもなるというようなことでありますから、その活性化に向けていかにその有効適切に生かしていくかというようなことも考えておりますので、今回の補助制度は4分の3であってもですね、最終的に観光というものをやはり大洗の基幹産業として、これからもより活性化を図っていかなきゃならん、その勢いをつけていくのにどうしたらいいかということについて十分意を用いてですね効果の上がるような展開をしていきたいというふうに考えていますので、どうぞひとつそういうところもご理解いただきたいというふうに思っています。

○議長（小沼正男君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了します。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第37号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第37号は、原案のとおり決しました。

◎報告第2号の上程、報告

○議長（小沼正男君） 日程第6、報告第2号 令和元年度大洗町土地開発公社の決算報告について、報告を求めます。副町長 斉藤久男君。

〔副町長 斉藤久男君 登壇〕

○副町長（斉藤久男君） 報告第2号の令和元年度大洗町土地開発公社の決算報告につきまして、ご説明を申し上げます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、令和元年度の事業報告書でございます。

「1. 事業の概要」でございますけれども、令和元年度は五反田地区の一本松土地区画整理地内の土地180.98平米を町に売却いたしましたほか、公社所有地の草刈りなどの維持管理を行いました。

次に、「2. 庶務事項」でございますけれども、役員7名、職員2名、いずれも町職員の兼務により運営をしているところでございます。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。

令和元年度決算報告書でございますけれども、収入支出とも主な区分と決算額によりましてご説明を申し上げます。

収入の第1款第1項の公有用地取得事業収益770万8,838円でございますけれども、先ほどご説明しましたとおり五反田地区の土地180.98平米を売却したことによる収入でございます。

次に、第2款第1項の受取利息763円は預金利息でございます。

次に、第3款の借入金につきましては、借り入れがございませんでした。

次に、第4款の繰越金は、前年度から2,586万4,496円を繰り越したところでございます。

以上、収入の決算額の合計は3,357万4,097円でございます。

続きまして、支出の主なものにつきましてご説明を申し上げます。

第1款第1項の公有用地取得費でございますけれども、新たな土地の取得はございませんでした。

第2款の販売費及び一般管理費といたしまして、11万6,758円を支出しており、これは公社が所有している土地の草刈り費用のほか、振込手数料、法人税等の事務経費でございます。

第3款の事業外費用、第4款の借入金償還金、第5款の予備費につきましては、支出がございませんでした。

以上、支出の合計は11万6,758円でございます。

よって、収支差し引きであります3,345万7,339円は、翌年度への繰越金とするものでございます。
5ページでございますが、以上の決算から損益計算書、6ページは貸借対照表を、また、7ページは
キャッシュフロー計算書を作成したものでございます。

説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

8ページをご覧願います。

財産目録についてご説明を申し上げます。

資産の部でございますけれども、1の流動資産につきましては、5,478万4,892円でございます。

内訳といたしましては、(1)の現金預金としまして、普通預金が3,345万7,339円、(2)の公有用地
といたしまして土地486.31平米、2,132万7,553円でございます。

固定資産につきましては、長期定期預金といたしまして、町からの出資金500万円でございます。

これらを合計いたしまして資産合計は5,978万4,892円となります。

続きまして、負債の部でございますけれども、本年度は負債はございません。

よって、正味資産といたしましては5,978万4,892円となっております。

9ページ以降の監査意見でございます。並びに参考資料につきましては、お目通しをお願いしたい
と思います。

以上、令和元年度大洗町土地開発公社の決算につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に
よりまして報告させていただくものでございます。

どうぞ宜しくお願い申し上げます。

○議長（小沼正男君） 以上、副町長からの報告のとおりでありますので、ご了承を願います。

◎寄附の受け入れ

○議長（小沼正男君） 日程第7、寄附の受け入れについて報告を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、寄附の受け入れについて報告をさせていただきます。

下記のとおり寄附の申し込みがあり、これを受け入れましたので報告をいたします。

一つは、茨城県東茨城郡大洗町港中央1番地、大洗ターミナル株式会社からの寄附でございます。

幸いにいたしましてターミナルの収支がですね黒字でというようなことになりまして、株主の皆様
さん方にコロナ対策も含めて大変厳しい環境でありますので、この配当というようなことではなく
て、寄附金で同じように同額50万円ずつ寄附をさせていただいたところでありまして、そのターミナ
ルからの50万の受け入れでございます。

寄附の目的は、防犯パトロール資金の一助としてというようなことで、ありがたく活用させてい
ただこうというふうに思っております。

もう一つは、東京都文京区の株式会社千代田テクノルさんでございますが、マスク1万枚をご寄
附をいただいたところでありまして、この千代田テクノルさんにいち早くですね何か、なかなかマス

クが入らない環境にありましたのでお願いをしましたところ、幸いにして早いうちにこの1万枚のご寄附をいただいたことによりまして、ご案内のとおり65歳以上のお年寄りを、高年者を中心として2枚ずつお送りさせていただくことができたところでもあります。そのほかに福祉関係の施設、あるいは医療関係の施設等々を中心にですね、学校を含めて、そういう必要なマスクを送ることができたということでございます。

それから、その下のあおい情報システム株式会社のほうからも同じようにマスク3,000枚をいただいたところでございます。

さらに、つくば市にありますTKC株式会社でございますが、100万円、さきに基金のほうの予算措置をさせていただいたところでもあります。コロナウイルス感染症対策の一助としてというようなことで令和2年4月30日、ご寄附をいただいたところでもあります。ありがたく受け入れさせていただきまして、有効適切に活用させていただく所存でございますので、宜しく願いいたします。

○議長（小沼正男君） 以上で寄附受け入れの報告は終わりました。

◎要望書の提出

○議長（小沼正男君） 審議すべき議案等は以上となりますが、ここで議会から町に対し、コロナウイルス感染防止拡大対策に関する要望書を提出させていただきます。

それでは、小谷町長、前へお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関する要望書

今般の新型コロナウイルス感染拡大の状況により、政府は4月16日に全国を対象に緊急事態宣言を発令しました。また、東京都を含む7都県での緊急事態宣言とあわせ茨城県や北海道、京都府を加えた13都道府県については、特に重点的に感染拡大防止の取り組みを進めていく必要があるとして「特定警戒都道府県」と位置付けられました。

状況が刻々と変化する中において、町では新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、迅速かつ適切な対応を講じているところではありますが、全国各地で連日新たな感染者の発生が続き予断を許さない状況にあり、町民生活や地域経済に多大な影響を与えています。

大洗町議会は、新型コロナウイルス感染拡大を防止し、町民の生命、健康そして生活を守るため大洗町に対し全力での協力を誓うとともに、下記の事項についてご検討くださるよう要望いたします。

【要望事項】

- 1 町民の生命と健康を守ることを最優先に、国・県、関係機関等との連携・協力を図ること。
また、町民の不安が募ることがないように正確・迅速な情報提供に努めるとともに、相談支援体制を確立する等、万全の対策を図ること。
- 2 コロナウイルス対策として国・県が行う各種支援策の情報を把握し、町内の実態を的確にと

らえ町独自の支援策を検討すること。また、その必要に応じて予算措置を講ずること。

3 園児・児童・生徒の心身の健康、学習の機会が損なわれることがないように努めること。

4 夏季期間のイベント等開催時に際してのコロナウイルス対策を検討し、町内でのコロナウイルス感染リスクの低減や町民の生命と安全確保に努めること。

5 新型コロナウイルス感染拡大防止対策等の情報については、適時、町議会へ情報提供を行うこと。

以上です。

宜しくお願いいたします。

[町長へ要望書を渡す]

◎町長のあいさつ

○議長（小沼正男君） それでは、閉会に当たり、小谷町長から発言を求められておりますので、これを許可します。町長 小谷隆亮君。

[町長 小谷隆亮君 登壇]

○町長（小谷隆亮君） 閉会に当たりますて、一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は、コロナウイルス感染防止、自粛が大変深まっているなかにおきまして、お時間を割いていただき、協議会、臨時会を開催させていただき、皆さん方にまた、しかと提案をしたことをご審議をいただきまして議決を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げる次第であります。

今、議会からもご要望いただきましたように、その趣旨に沿って、私どもいち早く、できるものはもうどんどんやっっていこうという立場で努力をさせていただいているところであります。

これからこの問題は長く続いていくんだろうというふうにもいわれているところであります、そういうなかにおいても、早くやはりこの感染問題が終息されて、次にその活性化に向けた取り組みができるような環境を早く創出することだというふうに思っておりますので、なお一層5月いっぱいはずね自粛を強めながら、しっかりと成果の上がるような歩みを強めていければというふうに思っておりますので、一層また皆さん方にもご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

コロナ問題は非常に経済問題にもずね深刻化していくんだろうというふうにもいわれておりますし、そういうなかにおいても財政も大変厳しくなっていくのでないかというふうなことも考えられているところであります。いかようであっても、我が町、皆さん方と一緒に築き上げてきたこの基盤、そしてこの資源、こういうものをしっかり今後とも生かしてずね、活性化に向けた取り組みができるだろうというふうに確信をいたしておりますので、そういう立場になっていると国の制度もしっかり生かしながら、また、町自体もあわせて、この町独自の振興策というようなことも考えながら展開をしていきたいというふうに思っております。

私も9月が私の任期であります、次に担っていただく方にしっかりつなげられるようにずね、さらに努力をして、コロナ問題にも対応してまいりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

本日は本当に貴重な時間、皆さん方に割いていただきましてありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（小沼正男君） 本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年第1回大洗町議会臨時会を閉会といたします。

各位大変ご苦労様でした。

閉会 午後3時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 小 沼 正 男

署 名 議 員 飯 田 英 樹

署 名 議 員 今 村 和 章